

令和2年7月

神奈川県行政書士会 会員各位

実務参考図書特別価格あっせんの特

日本加除出版株式会社

謹啓 時下、先生方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、弊社刊行書籍をご愛顧くださりまして、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社より、実務に役立つ書籍として、下記の実務書籍を特別価格にて提供させていただく運びとなりました。ご注文につきましては下記FAX申込書にて直接弊社宛にお申込みくだされば幸いです。

謹白

【送料無料・特別価格】 FAX申込書

注文先
FAX番号FAX (03)3953-2061
(日本加除出版 営業部)

*【お届け先】を必ずご記入ください。

*書籍到着後、同封の振込用紙にてお支払いください。

*ご注文確認後、4~5営業日で発送いたします。

	書名	定価(税込)	特価(税込)	申込数
①	特定技能制度の実務 2020年5月刊 40815 特技	9,020円	8,120円	冊
②	ひと目でわかる 外国人の入国・在留案内【17訂版】 2020年1月刊 40065 在案	4,180円	3,760円	冊
③	Q&A家事事件と銀行実務 第2版 2020年6月刊 40520 家事銀	4,290円	3,860円	冊
④	第3版 Q&A法人登記の実務 NPO法人 2020年4月刊 49101 法実1	3,080円	2,770円	冊
⑤	住宅・建築業界における労務トラブル・カスタマーハラスメント対応マニュアル 2020年5月刊 40818 住労務	4,950円	4,460円	冊
⑥	ケーススタディ 多額の資産をめぐる離婚の実務 2020年5月刊 40814 資産離	3,190円	2,870円	冊
⑦	Q&A所有者不明土地特措法・表題部所有者不明土地適正化法の実務と登記 2020年3月刊 40813 不明特	5,280円	4,750円	冊
⑧	第3版 所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン 2020年2月刊 40640 土地探	2,530円	2,280円	冊
⑨	変則型登記、権利能力なき社団・認可地縁団体等に関する登記手続と法律実務 2019年12月刊 40792 変社団	5,610円	5,050円	冊
⑩	Q&A若手弁護士からの相談 374 問 2019年4月刊 40760 若弁	4,400円	3,960円	冊
⑪	3訂 終活 にまつわる 法律相談 2019年10月刊 40569 終活	3,960円	3,560円	冊
⑫	デジタル遺産の法律実務Q&A 2020年1月刊 40805 デジ遺産	2,530円	2,280円	冊

◎お届け先

NO. 111141

(フリガナ) お名前:	Tel: — — Fax: — — E-mailアドレス: ※メールニュース配信ご希望の場合はご記入ください
ご住所: 〒	

※ご記入いただきました個人情報は、ご注文商品の発送、お支払い確認等の連絡及び日本加除出版株式会社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査等)以外の目的には利用いたしません。



左記、QRコードからもお申込みできます。

お問合せ先



日本加除出版株式会社

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061

営業時間: 月~金(祝日除く) 9:00-17:00

www.kajo.co.jp

複雑難解な実務運用を網羅！

平成30年入管法改正(平成31年4月1日施行)に対応

特定技能制度の実務

入管・労働法令, 基本方針, 分野別運用方針・要領,
上乗せ告示, 特定技能運用要領, 審査要領

弁護士 山脇康嗣 著

2020年5月刊 A5判 888頁 本体8,200円+税 978-4-8178-4646-4 商品番号:40815 略号:特技

- 分野横断的かつ重層的理解が可能となる実務必携書。入管法と労働法が交錯する接点についても徹底解説。働き方改革法にも対応。
- 弁護士, 行政書士, 社会保険労務士, 特定技能外国人の受入企業, 登録支援機関, 職業紹介事業者等の実務に必要な情報を完全網羅。

第1章 総論

- 第1節 改正入管法の概要
- 第2節 許可要件の詳説
- 第3節 申請手続
- 第4節 特定技能所属機関がすべき届出
- 第5節 特定技能外国人がすべき手続
- 第6節 登録支援機関
- 第7節 特定技能所属機関に対する行政処分等
- 第8節 特定技能所属機関に対する罰則, 過料

第2章 特定産業分野別解説

- 第1節 介護分野
- 第2節 ビルクリーニング分野
- 第3節 素形材産業分野
- 第4節 産業機械製造業分野

- 第5節 電気・電子情報関連産業分野
- 第6節 建設分野
- 第7節 造船・船用工業分野
- 第8節 自動車整備分野
- 第9節 航空分野
- 第10節 宿泊分野
- 第11節 農業分野
- 第12節 漁業分野
- 第13節 飲食品製造分野
- 第14節 外食業分野

巻末資料

- 1 厚生労働省「労働安全衛生法のあらまし」
- 2 国土交通省「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」

 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp
ツイッターID: @nihonkajo

実務現場のロングセラー、最新版！ 「資格該当性の基準」の確認に役立つ一冊



17訂版 ひと目でわかる 外国人の入国・在留案内 —外国人の在留資格一覧—

出入国管理関係法令研究会 編

2020年1月刊 B5判 380頁 本体3,800円+税 978-4-8178-4617-4 商品番号：40065 略号：在案

17訂版では

平成30年法律102号の施行(平成31年4月1日施行)に伴い見直し！

- ・新規に加えられた在留資格「特定技能」に関する解説を追加した上で、それに付随する、省令2本と告示3本及び14分野に係る他省庁告示14本を掲載。
- ・「特定技能」に係る、14分野の「要件適合審査チェックリスト(立証資料含む)」を収録。
- ・在留資格「高度専門職」「介護」に関し、新たに「該当範囲解説」を収録。

その他、令和元年に特定活動告示が改正され、新たに入国・在留が認められた、「本邦の大学を卒業した高い日本語能力を有する就職目的の外国人」「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係者」についても内容を反映。

- 「在留資格」「該当範囲」「基準」「立証資料」「在留期間」を五段組一覧表で整理。
- 手続上でポイントとなる箇所については、簡潔かつ明瞭な解説を付記。
- 巻末資料として、最新の告示、指針、省令を収録。

在留資格	該当範囲	基準	立証資料	在留期間
特定技能	公営であつて労働大臣が指定するものに 又は労働大臣が指定するものに 又は労働大臣が指定するものに 又は労働大臣が指定するものに 又は労働大臣が指定するものに	イ十八歳以上であること。 ハ労働大臣が指定するものに ニ本邦での生活に必要と認められる日本語能力を有すること。 ホ本邦での生活に必要と認められる日本語能力を有すること。 ヘ本邦での生活に必要と認められる日本語能力を有すること。 ヘ本邦での生活に必要と認められる日本語能力を有すること。	労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに	労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに

在留資格
「特定技能」
を追加！

「特定技能」に係る、14分野の
「要件適合審査チェックリスト」
を新規収録！

特定分野の要件適合審査チェックリスト(含)	要件の目的	立証資料	在留期間
特定技能1号	労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに	労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに	労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに
特定技能2号	労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに	労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに	労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに 労働大臣が指定するものに

近時の法改正を踏まえた待望の改訂版！

Q & A 家事事件と 銀行実務 【第2版】

成年後見・高齢者・相続・遺言・離婚・未成年・信託

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 斎藤輝夫

監修

一橋大学法科大学院特任教授、岩田合同法律事務所 弁護士 田子真也

2020年5月刊 A5判 384頁(予定) 本体3,900円+税 978-4-8178-4644-0 商品番号:40520 略号:家事銀

- 相続法・債権法の大改正、成年後見の死後事務に係る民法改正などを踏まえた全訂版。
- 総勢34名の大手銀行の法務担当者、銀行実務に携わる弁護士らが預金払戻請求・取引経過開示請求等に対する銀行の対応とその論理を、家事事件の類型ごとに解説。
- 「日々対応すべき事例から対応に苦慮する事例までを精選した」実践的なQ&Aを84問収録。

【設問例】

- Q 預金者の成年後見等の審判の届出がされた後に、預金者本人から預金の払戻請求がされた場合、銀行はどのように対応すればよいか。預金者に預金の払戻しを行ってしまった場合、銀行が責任を負うことはあるか。また、成年被後見人が死亡した後、成年後見人から死後事務遂行のために成年被後見人口座からの預金払戻請求があった場合、どのように対応すればよいか。
- Q 相続人Aから、被相続人名義の預金口座から、法定相続分の範囲で払戻しをしてほしいとの申出があった。銀行は他の共同相続人に確認せずに払戻しに応じて差し支えないか。
- Q 金融機関が被相続人又は相続人に対して貸金債権を有している場合、相続預金をもって相殺することができるか。被相続人又は相続人の債権者が、相続預金に対して差押えをすることができるか。
- Q 被相続人の子であるAから、「銀行預金を含む財産はすべてAに相続させる」との被相続人の遺言を提示され、被相続人名義の預金全額を払い戻したいとの申出があったが、他方で、被相続人の妻であるBからは、被相続人の遺言はBの遺留分を侵害しているとして、Aに被相続人名義の預金を払い戻さないようにとの要請を受けている。銀行は、遺言に従って被相続人名義の預金全額をAに払い戻してもよいか。
- Q Aは、共同相続人の一人として遺贈等を受けた他の相続人Bに対して遺留分を主張しようと思うが、遺留分侵害額請求権に基づき被相続人名義の預金口座に係る債権に対して仮差押えを行うことはできるか。なお、本件預金債権のほかにも相続財産があり、遺産分割は終了していないものとする。
- Q 国際離婚した夫婦の子ども(韓国籍)が口座を開設しようとする場合、銀行は親権者をどのように確認すればよいか。
- Q A銀行に預金口座を持っているBの親族を名乗るCから、「Bを委託者兼受益者、Cを受託者として、口座預金を信託財産とする民事信託(家族信託)を締結した」として、受託者C名義への名義変更の依頼があった。A銀行はどのように対応すべきか。また、受託者C名義の信託口座の開設依頼があったときは、どうか。

タイトル、収録内容は発刊時に変更の場合があります。

 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp
ツイッターID: @nihonkajo

各種登記申請手続の基礎知識を、豊富な書式例と丁寧な解説でフォロー！
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）に対応

第3版

Q & A 法人登記の実務

NPO 法人

吉岡誠一 著

2020年4月刊 A5判 256頁 本体2,800円+税 978-4-8178-4645-7 商品番号：49101 略号：法実1

- 審査事務の経験豊富な著者が、押さえておくべき基本的内容を45問のQ & Aでわかりやすく解説。
- 設立、変更から解散、清算に至るまでの各種登記申請、届出方法について網羅した手引書。
- 申請書・添付書類の書式例を多数収録。

<改訂のポイント>

- ・ 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）に対応
- ・ 組合等登記令の一部を改正する政令（平成30年政令第270号）に対応

→第1章で非営利活動促進法等の改正内容について、第2章で特定非営利活動法人制度のあらましについて説明。

→第3章以下で、近年の登記手続法令の改正を踏まえた、NPO法人の設立、理事の変更等の登記実務の詳細について、登記申請書、添付書面等のひな形交えたQ & Aで解説。

→特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）新旧対照条文を収録。

【主な収録内容】

第1章 改正特定非営利活動促進法の概要

第1 特定非営利活動促進法の改正について

第2 組合等登記令の改正等による登記事務の取扱い

- 1 組合等登記令の改正による登記事項の抹消
- 2 印鑑提出者であるNPO法人の代表者の辞任の登記申請書の添付書面
- 3 理事等の氏の記録に関する改正
- 4 管轄外への主たる事務所移転の登記申請があった場合における登記すべき事項の取扱いについて
- 5 理事の代表権の登記に関する問題点について

第2章 特定非営利活動法人制度について

- 1 NPO法人とは
- 2 NPO法人に対する所轄庁の監督権限
- 3 NPO法人の管理・運営
- 4 NPO法人の情報公開制度

第3章 NPO法人の設立

- 1 設立の手続
- 2 定款の作成
- 3 設立登記の手続

第4章 名称・目的等の変更

- 1 NPO法人の定款変更
- 2 NPO法人の名称の変更登記
- 3 NPO法人の目的及び業務の変更登記

第5章 事務所の変更

第1 主たる事務所の移転

- 1 管轄区域外への移転
- 2 管轄区域内の移転

第2 従たる事務所の設置・廃止

- 1 従たる事務所の設置の登記
- 2 従たる事務所廃止の登記
- 3 従たる事務所の移転の登記

第6章 理事の変更

- 1 NPO法人の役員の規律
- 2 監事の職務
- 3 理事の登記

第7章 認定特定非営利活動法人制度・特例認定特定非営利活動法人制度

第8章 NPO法人の合併

- 1 合併の手続
- 2 吸収合併の登記手続
- 3 新設合併の登記手続

第9章 法人の解散

- 1 NPO法人の解散の手続
- 2 解散・清算人の登記手続

第10章 清算の結了

参考資料

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）新旧対照条文

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 営業部) www.kajo.co.jp

住宅・建築業界の経営者・人事労務担当者必読！
業界に特化した「良い人材を確保するためには？」の答えがわかる

住宅・建築業界における 労務トラブル・カスタマーハラスメント 対応マニュアル

働き方改革のポイントと具体的事例の解説

秋野卓生 編集代表 匠総合法律事務所 著

2020年5月刊 A5判 464頁(予定) 本体4,500円+税 978-4-8178-4642-6 商品番号:40818 略号:住労務

- 住宅・建築業専門の法律事務所に寄せられた法律相談を基にした全102問のQ&Aで、正しい労働法の知識をわかりやすく解説。
- ハラスメントや労働者派遣、メンタルヘルス関連、外国人労働者など、幅広い労務トラブルを網羅。
- 相談の多い悪質なクレーム(カスタマーハラスメント)への対応や、それによる従業員のメンタルヘルス不調についても重点的に解説。

【主な収録内容】

- | | |
|---|---------------------------------|
| 第1章 ホワイト工務店化を果たすための視点 | 第10章 労働者派遣に関する法律相談 |
| 第2章 従業員採用時・採用直後の法律相談 | 第11章 住宅会社の「取引先従業員」の働き方改革 |
| 第3章 不良社員対応に関する法律相談 | 第12章 下請業者の従業員及び一人親方の安全確保(現場労災) |
| 第4章 未払残業代・固定残業代等残業に関する法律相談 | 第13章 住宅会社における働き方改革への取組方法 |
| 第5章 悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対応等に関する法律相談 | 第14章 労働法関連法令に関する刑事上・行政上のリスクについて |
| 第6章 従業員退職時の引継ぎに関する法律相談 | 第15章 外国人労働者に関する法改正動向 |
| 第7章 退職社員による顧客奪取行為や従業員引き抜きに関する法律相談 | 第16章 建築士等の雇用に関する法律相談 |
| 第8章 従業員の副業・兼業に関する法律相談 | 第17章 就業規則等の整備 |
| 第9章 ハラスメントに関する法律相談
——秩序ある企業文化を醸成するための注意点 | |

<モデル就業規則例も収録!>

<住宅・建築業界のリアルな相談・対応がわかる全102問!>

- Q:不正行為に及んだ社員が退職願を提出した場合における懲戒解雇の可否
- Q:社内上で検査済証が下りたかのように偽装する等の企業内犯罪を行った従業員に対する懲戒解雇の可否
- Q:顧客の補助金申請を怠ったことで生じた補助金相当額の損害を従業員に損害賠償請求できるか
- Q:営業手当として月額4万円(25時間相当分の割増賃金)を支給する方法は有効か
- Q:業務上のミスにより顧客クレームが発生し、精神的に不安定となっている従業員に対し、メンタルヘルスケア専門の病院に受診命令をすることができるか
- Q:顧客クレームを抱えた従業員が退職する際の引継ぎを円滑に進める方法
- Q:取引受注件数を掲示する行為がパワハラに当たるか
- Q:労働者派遣法4条1項の建設業務に施工管理業務が含まれるか
- Q:一次下請会社の従業員が屋根の補修工事中に落下死した場合における労働安全衛生法上の問題点
- Q:玉掛け作業中の労災事故発生に伴う元請業者等の刑事・行政上の責任について
- Q:工事現場において従業員が有機溶剤を不法投棄した場合に会社が負う刑事上・行政上のリスク
- Q:建設分野における技能実習生の受入れ基準の見直しに関する告示の解釈
- Q:外国人研修生をトレーラーハウスに住居させる場合の労働基準法上の規制について ……など

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 営業部) www.kajo.co.jp

高額所得者の場合の財産分与、婚姻費用・養育費算定はどうなる？
標準算定表の上限年収を超えたときの算定方法は？

54の具体的なケースや裁判例、オリジナル「高額算定表」で解説！

ケース
スタディ

多額の資産 をめぐる離婚の実務

財産分与、婚姻費用・養育費の高額算定表

弁護士 三平聡史 著

2020年5月刊 A5判 260頁 本体2,900円+税 978-4-8178-4643-3 商品番号：40814 略号：資産離

- 不動産や会社支配権、その他高額資産を専門的に扱う弁護士が、高額所得者の離婚に伴う、財産分与、婚姻費用・養育費に関する問題の解決策を提示。
- 高額所得者の場合に影響しうる、資産形態、収入の内容、当事者属性、家族関係などの事情を踏まえた54の具体的なケースと関連する裁判例（概要）を紹介。
- 様々なケースや裁判例を通じて、分与対象財産としての扱い方や分与割合、費用の算定における計算方法、判断プロセスを学べる。
- 標準算定表の上限年収を超える部分について、著者がこれまでの判例・学説の研究、実務経験をもとに作成した算定表「高額算定表」を使い方の解説とともに収録。

【主な収録内容】

第1 証拠（資料）の収集

財産分与・養育費・婚姻費用に関する証拠収集

第2 財産分与

- 1 夫または妻名義の個人事業の資産の扱い
- 2 法人の財産の扱い
- 3 第三者名義の財産（事業）の扱い
- 4 実家からの財産譲渡（経済的援助）の扱い
- 5 実家への経済的援助・送金（夫婦共有財産の逸失）の扱い

第3 標準算定方式・算定表の「改定」について

- 1 標準算定方式・算定表の「改定」の公表
- 2 標準算定方式・算定表の「改定」の概要
- 3 変更した統計データの内容
- 4 変更した生活費指数の内容

第4 婚姻費用・養育費

- 1 高額所得者の婚姻費用・養育費の計算方法
- 2 婚姻費用の上限金額について
- 3 特有財産からの収入（賃料収入・金融資産の取引の利益）の扱い

- 4 自己都合での退職・転職による収入減少
- 5 意図的な低収入（収入減少）
- 6 事業所得者の総収入の認定
- 7 収入の変動の扱い
- 8 公的資料から総収入を特定できないケースにおける特殊な推定方法
- 9 給与所得と事業所得の混在（換算）
- 10 別居の際の夫婦共有財産の持出しの扱い
- 11 住居費の負担がないことの扱い
- 12 私立学校・大学の学費や塾・予備校・習い事の費用の扱い
- 13 養育費の支払の終期（婚姻費用に子の生活費を反映する終期）
- 14 他の扶養家族との関係
- 15 権利者の収入が義務者よりも高いケースの養育費の計算
- 16 有責配偶者からの離婚請求（実質的な婚姻費用の前払い）
- 17 婚姻費用・養育費の変更

資料 高額算定表

- 1 高額算定表について
- 2 婚姻費用の高額算定表
- 3 養育費の高額算定表
- ・ 算定表1～10 婚姻費用 (1)～(10)
- ・ 算定表11～19 養育費 (1)～(9)

CASE 19 給与所得7000万円の義務者の基礎収入割27%を使った（養育費） 事案の概要

男性（夫）と女性（妻）は婚姻し、2人の子をもうけました。夫は会社経営者であり、給与所得（役員報酬）が6500万円500万円でした。一方、妻は専業主婦でした。やがて、夫の不興が発覚し、夫婦の仲が悪くなり、妻が子（0）を引き取って離婚するという方向で協議が進みました。しかし、養育費について意見が対立しました。

《争点（見解の違い）》

夫：標準算定表の上限（28～30万円）が妥当である。

妻：標準算定方式により計算すべきである。
 $7000万円 \times 基礎収入割合 34\% = 2380万円$
 $2380万円 \times (55 + 55) / (55 + 55 + 100) \approx 1247万円$
 $1247万円 / 12 = 104万円$

結論 調停成立

離婚する。
標準算定方式によって養育費を計算する。
基礎収入割合として27%を用いる。
養育費は月額82万円とする。

合意成立のポイント

1 婚姻費用に準じた考え方の採用
養育費については、標準算定表の上限を用いることがし、本ケースでは夫に有責性（不貞）があり、夫側の意離婚が認められない状況でした。妻側としては、離婚に様の生活費の負担を前提に、任意に離婚に応じるというそこで、夫側は、養育費について、婚姻費用と同じ考とを承服しました。その上で、算定方法について交渉が

4 計算内容

標準算定方式を用いて単純に計算すると次のようになります。

$7000万円 \times 基礎収入割合 27\% = 1890万円$
 $1890万円 \times (55 + 55) / (55 + 55 + 100) = 990万円$
 $990万円 / 12 = 82.5万円$

5 微調整

実際には、義務者の年収は、直近年度では約7000万円より前の数年については7000万円を下回っていました。主には直近年度だけが偶然に高かったと思える状況でした。主計算上の養育費月額のうち、1万円未満の端数をカットするようになりました。

参考裁判例 12 年収6172万円の義務者（医師）の基礎収入割合を27%とした福岡高決平成26年6月30日（養育費変更）判タ1410号100頁・判時2250号25頁・家判1号88頁

- ① 事案の概要
- ② 争点（見解の違い）
- ③ 結論
- ④ 合意成立のポイントの流れで解説！

「特措法」、「適正化法」に焦点を当て、
用語解説等の基礎知識から登記実務まで、網羅的に解説！

Q & A

所有者不明土地特措法・ 表題部所有者不明土地適正化法 の実務と登記

元・東京法務局城北出張所所長、元・甲府地方法務局首席登記官
後藤浩平 著

2020年3月刊 A5判 488頁 本体4,800円＋税 978-4-8178-4635-8 商品番号：40813 略号：不明特

- 第1編では、「特措法」の概要、地域福利増進事業の実施のための措置、土地収用法等の特例措置及び特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例について解説。
- 第2編では、「適正化法」の概要、表題部所有者不明土地の表題部所有者の登記に関する措置について解説。
- 資料として、特措法・特措法施行令・特措法施行規則・特措法関連通知・通達、適正化法・適正化法施行規則・適正化法関連通達を収録。
- 不動産登記に関わる実務家はもちろん、地域福利増進事業や土地収用手続きに関わる方にとっても参考となる一冊。

実務を助ける全110問！

- Q：特別措置法においては、所有者不明土地の利用の円滑化を図るため、どのような措置が講じられているのですか。
- Q：「所有者不明土地」の所有者を探索するための「政令で定める方法」とは、具体的にどのような方法をいうのですか。
- Q：使用権者が使用権設定土地を原状に回復しなければならないのは、どのようなときですか。
- Q：収用裁定に基づき、起業者が特定所有者不明土地の所有権を取得した場合には、どのような手続をとることになるのでしょうか。
- Q：土地所有者等関連情報の提供を求める場合には、どのような手続による必要がありますか。
- Q：地方公共団体の長が、国土交通大臣等に対し、国土交通省の職員の派遣を要請する場合は、どのような手続によるのですか。
- Q：特別措置法40条1項の事項の登記をする際の立件書類の処理は、どのような手続によってされるのですか。
- Q：相続登記の登録免許税の免税措置は、どのような土地について講じられるのですか。
- Q：適正化法においては、表題部所有者不明土地の適正化を図るため、どのような措置を講じようとしているのですか。
- Q：登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索を行うのは、どのようなときですか。
- Q：登記官による所有者等の探索は、どのような手続によって開始されるのですか。
- Q：所有者等の探索に当たって、登記官は、情報の提供を求め、若しくは資料等の提出を受けることができるのですか。
- Q：所有者等探索委員には、どのような調査権限が与えられているのですか。
- Q：登記官は所有者等の特定をしたときは、どのような登記手続をするのですか。
- Q：表題部所有者の相続人が、所有権に関する登記を申請する場合に、添付情報の提供を省略することはできないのでしょうか。
- Q：特定不能土地等管理命令が取り消されるのは、どのような場合ですか。

国土交通省ガイドラインの最新版!

所有者の所在の把握が 難しい土地に関する 探索・利活用のための ガイドライン【第3版】

令和元年
12月公表の
内容を反映!

～所有者不明土地探索・利活用ガイドライン～

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

2020年2月刊 B5判 364頁 本体2,300円+税 978-4-8178-4625-9 商品番号:40640 略号:土地探

【収録内容】

第1章 一般的な所有者情報の調査方法

- 1-1 登記情報の確認
- 1-2 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの取得【改訂】
- 1-3 戸籍の取得
- 1-4 聞き取り調査
- 1-5 居住確認調査
- 1-6 その他

第2章 個別制度の詳細

- 2-1 不在者財産管理制度
- 2-2 相続財産管理制度
- 2-3 失踪宣告制度
- 2-4 訴訟等【改訂】
- 2-5 土地収用法に基づく不明裁判制度
- 2-6 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

第3章 土地の状況別の所有者情報調査の方法と土地所有者が把握できなかった場合の解決方法

- 3-1 所有権について時効取得を主張することができる土地
- 3-2 相続に伴う登記手続が一代又は数代にわたりされていない土地
- 3-3 所有権登記名義人等やその相続人が外国に在住している土地
- 3-4 解散等をした法人が所有権登記名義人等となっている土地
- 3-5 町内会又は部落会が所有権登記名義人等とする登記がされている土地
- 3-6 記名共有地
- 3-7 共有惣代地
- 3-8 字持地
- 3-9 表題部のみ登記がされている土地
- 3-10 未登記の土地

第4章 事業別の所有者情報の調査方法と土地所有者が把握できなかった場合の解決方法

- 4-1 社会資本整備
- 4-2 農用地活用【改訂】
- 4-3 土地改良
- 4-4 共有私道【新規追加】
- 4-5 森林整備・路網整備等【改訂】
- 4-6 地籍調査
- 4-7 地域福祉増進事業【新規追加】
- 4-8 地縁団体が行う共有財産管理
- 4-9 その他の民間で行う公益性の高い事業

第5章 東日本大震災の被災地における用地取得加速化の取組

- 5-1 地方公共団体の負担軽減のための取組
- 5-2 財産管理制度の活用
- 5-3 土地収用制度の活用

第6章 所有者の探索や制度活用に係る費用と相談窓口等について

- 6-1 専門家に依頼できる業務内容について
- 6-2 費用について
- 6-3 補助制度について
- 6-4 相談窓口について

第7章 所有者不明土地を増加させないための取組

- 7-1 相続登記と所有者届出の促進
- 7-2 情報の共有
- 7-3 地籍調査結果の登記への反映等
- 7-4 関連制度について(参考)【改訂】

所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用
のためのガイドライン事例集(60事例収録)

 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp
ツイッターID: @nihonkajo

変則型登記が発生した背景、見分け方、対応をこの一冊に網羅！
司法書士をはじめとする、不動産に係る実務家必携の書

変則型登記、権利能力なき社団・ 認可地縁団体等に関する 登記手続と法律実務

所有者不明土地、表題部所有者不明土地、相続人探索、
字持地、多数共有地、財産区、特殊な名義

司法書士 正影秀明 著

2019年12月刊 A5判 520頁 本体5,100円＋税 978-4-8178-4604-4 商品番号：40792 略号：変社団

- 変則型登記の種類、場合別に具体的対応を解説。
- 実務家が知っておくべきポイントやQ&Aを抽出した「実務上のポイント」、登記原因証明情報、登記申請書、訴状等の「書式」、押さえておきたい留意点を紹介した「コラム」、理解を助ける「業界用語ミニ解説」、手続の流れを示した「フローチャート」等を交えて丁寧に解説。

第1編 本書の目的及び全体的構成について

第1節 所有者不明土地になる原因は相続登記未了だけか

第2編 様々な特殊登記

第1節 概略的説明のために理解してもらいたいこと

第2節 所有者に関する視点からの登記名義
(所有者が特殊な場合)

第3節 登記形式の視点から登記名義
(名義人形式が特殊な場合)

第4節 特殊登記をまとめてみると

第3編 「権利能力なき社団」について—基本編

第1節 「権利能力なき社団」とは何か

第2節 登記手続

第4編 「権利能力なき社団」である「地縁団体」を 法人の「認可地縁団体」にする

第1節 「認可地縁団体」とは「町内会」「自治会」を法人にすると

第2節 「地縁団体」を認可する手続の概要

第3節 「地縁団体」を認可してもらおう市町村の手続について

第4節 所有不動産を「認可地縁団体」名義にする法務局
での申請手続

第5節 所有不動産を「認可地縁団体」名義にする地方自治
法の特例とは

第6節 「認可地縁団体」名義の不動産に関する手続

第5編 地方自治制度、地租・登記制度の変遷に関連する 複雑な登記名義

第1節 所有者が不明な登記名義と地方自治制度、地租・
登記制度の変遷との関連

第2節 人の集まりが所有するとは

第3節 江戸時代には完成した生活共同体の「村(旧村)」とは

第4節 明治時代の地方自治制度の変遷

第5節 明治時代の地租制度、登記制度の変遷

第6節 明治時代の所有権の変遷

第7節 村(旧村)の所有地の変遷

第8節 戦時中の町内会・部落会の法人化

第9節 昭和22年の農地改革

第6編 複雑な登記名義の所有者を探るためには

第1節 複雑な登記名義から所有者を探るために

第2節 国の明治時代から現在まで続く政策上の考え方も影響

第3節 江戸時代に村(旧村)の集まりが登記的にどう変化
したか

第4節 真の所有者を探るための資料・方法

第7編 多数人共有地の不動産について

第1節 所有者不明不動産には、多数人共有地が多
いのでは

第2節 多数共有地の所有者を把握するには

第3節 買収等の処理をするためには

第8編 大字・字名義に不動産について

第1節 大字・字名義の不動産とは

第2節 旧財産区について

第3節 実質、共有名義の場合

第4節 戦時中の町内会・部落会の法人化について

第5節 戦時中の町内会・部落会法人の解体について

第9編 表題部所有者不明土地の登記(変則型 登記)について

第1節 表題部所有者不明土地の登記(変則型登記)
について

第2節 表題部所有者不明土地の登記(変則型登記)とは

第3節 表題部所有者不明土地の登記(変則型登記)
ができた理由は?

第4節 表題部所有者不明土地の登記(変則型登記)
の基本的対応策

第5節 多数共有地の所有者を把握するには

第6節 買収等の処理をするためには

第7節 村持地

第8節 財産区

第10編 その他の複雑な登記名義について

第1節 いわゆる「新財産区」について

第2節 入会権の近代化について

第11編 複雑な登記名義に関する様々な対応法

第1節 複雑な登記名義に関して様々な対応を行
うためには

第2節 変則型登記(表題部所有者不明土地)に関する
対応策

第12編 国の所有者不明土地に対する取組み

第1節 国は所有者不明土地をどう対応するのか

第2節 所有者不明土地法

第3節 長期相続登記未了土地に係る不動産登記
法の特例

第4節 登記制度・土地所有権の在り方等に関する
研究会で検討中の論点

第5節 「表題部所有者不明土地の登記及び管理に
適正化に関する法律」とは

実務上のポイント

■Q000 訴状には何を記載するか。
【回答】
当事者の表示、事件名、請求の趣旨、請求の原因、立証方法書類、付属書類等を記載する。

■Q000 事件名は。
【回答】
「事件名 土地所有権確認請求事件」

◎訴状の「請求の趣旨」記載

例

1. 原告と被告の間において、原告が、別紙物件目録記載の土地につき、所有権を有することを確認する。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

◎訴状の立証方法の書類

例

- 不動産登記簿、旧土地台帳の写し
- 立証する関係者の陳述書

◎訴状の付属書類

- 立証方法の書類の写し
- 資格証明書としての不在者財産管理人選任審判者
- 不動産の評価証明書

《例》訴状の「請求の原因」の記載項目
〔氏名のみ住所なし〕の変則的登記の土地を占有している者が真の所有者である場合〕

◎原告は、所有権を確認したい者(自然人)、被告は、不在者の例

請 求 の 原 因

- 1 別紙物件目録記載の土地(以下、「本件土地」という)の不動産登記簿の表題部所有者欄に記載されている登記名義人は、被告です。
- 2 しかし、本件土地は、代々山本家が承継する財産として受け継がれてきたものです。
- 3 原告は、父親である山田一郎から、原告が結婚した平成3年12月24日に、「本件土地は、山本家の先祖から引き継がれた土地だから、結婚のために贈与する。」と言われ、所有の意思をもって平然かつ公然に、本件土地の占有を開始しました。

※発刊時に内容が変更となる場合がございます。

「何を調べどう考えたらよいか？」 経験から身に付く暗黙知を伝授！

Q & A 若手 弁護士 からの 相談 374 問

京野哲也・林信行 編著

中川佳男・山田圭太・花房裕志・佐々木久実 著

2019年4月刊 A5判 412頁 本体4,000円＋税 978-4-8178-4555-9 商品番号：40760 略号：若弁

- 「若手弁護士から寄せられる質問や法律相談に答えてきたベテラン弁護士」と「次々と初めての仕事・様々な疑問にぶつかり、自ら調べ考えて弁護士業務に習熟してきた中堅弁護士」の経験を一冊に集約。
- ①「若手弁護士が簡単に調べにくい問題」②「本を読んだだけでは不安に思う問題」③「あまり本に書かれていない問題」をテーマに事例を収集し、個別の事例を可能な限り一般化しつつも、ありきたりな説明に終わらないよう有益な情報を盛り込んだ、執筆者の経験知の結晶。
- 各章の冒頭に「定番文献」案内を置くとともに、個別のQについても役立つ文献を参照できるようにインデックス情報を提示。

本書の利用法～「はしがき」より～

- 執筆者の経験に基づいて、「～することも考えられます」等の表現を用いて、活字にしにくい事柄についても、一応の解答を掲載しています。読者は、このタイプの問題については、本書の解答も鵜呑みにすることなく、事案に応じて自ら更に調べ、考え、ケースによっては、自己の弁護士としての哲学はいかにあるべきかなど思索して具体的な意思決定をするようにしてください。
- 本書の目次自体は通常法律相談Q&A集になっていますが、是非、キーワード索引から利用してください。「弁護士倫理」は言うまでもなく最多索引項目ですが、「依頼者」、「破産申立て」、「生活保護」、「健康保険」など、その切り口ごとに、読む人が設定する視点によっていくつもの、いわばマイ「〇〇のQ&A集」を切り出すことができるように索引を作っています。また、「遠隔地」、「非協力」、「住所秘匿」、「行方不明」、「軽自動車」、「刑事責任の予告」等々疑問を生じる際に遭遇しやすいキーワードを抽出するように努めていますので、法律概念に囚われないユニークな索引になっていると思います。

【主な収録内容】

- 第1章 情報収集と情報の取扱い
- 第2章 相手方の行方不明・不在の場合
- 第3章 交渉・訴訟・家事手続の全般的な事項
- 第4章 示談(和解)をする際の注意
- 第5章 債務整理
- 第6章 家事事件
- 第7章 高齢者・成年後見・未成年者など
- 第8章 相続
- 第9章 財産管理人(相続財産・不在者)
- 第10章 不動産関係
- 第11章 賃貸借
- 第12章 消費者契約
- 第13章 個別的労働関係
- 第14章 小さな会社・団体のよくある相談
- 第15章 最低限注意すべき税務の問題
- 第16章 よくある執行・債権回収の問題
- 第17章 交通事故・その他の損害賠償請求事案
- 第18章 社会福祉の関係
- 第19章 その他(弁護士倫理、他の士業者など)

索引キーワード (一部抜粋)

預り金、遺骨、依頼者、遠隔地、期限の利益、金融機関、刑事事件の予告、軽自動車、健康保険、公示送達、子ども、債権者一覧表、債務名義、示談、辞任、(関係者の)死亡、住所秘匿、住宅ローン、障がい(者)、消滅時効、情報収集、職務上請求、所有権留保、事件の終了、生活保護、相殺、相続人、相続放棄、訴訟追行、退職金、DV、同時廃止、特別代理人、任意整理、能力の問題、初めての個人再生、非協力、非免責債権、病院、不都合な事実、プライバシー、弁論(弁護士倫理)、郵便、行方不明、養育費、予納金、利益相反、離婚調停・訴訟、浪費、和解条項 ……など

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp

現代特有の問題、最新事例を収録！ 近時の相談対応に不可欠な一冊

3訂

終活 にまつわる 法律相談

改正相続法
に対応！
大満足の
ボリューム！

遺言

相続

相続税

安達敏男・吉川樹士・吉川康代 共著

2019年10月刊 A5判 408頁 本体3,600円＋税 978-4-8178-4590-0 商品番号：40569 略号：終活

改訂のポイント

- 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の創設、自筆証書遺言の方式緩和、自筆証書遺言書の法務局保管制度の創設、預貯金の仮払制度等の創設、遺留分減殺請求制度に代わる遺留分侵害額請求制度の創設、不動産の相続登記における対抗要件主義の採用、相続人以外の者による特別寄与料の請求制度の創設など、**相続法の大改正を具体的な事例で解説。**
- 個人事業者の事業承継税制（個人版事業承継税制）の創設、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免税制度の特例制度（法人版事業承継税制）の創設、小規模宅地等の評価減特例の見直しなど、**平成31年度の税制改正等に対応。**
- 相続開始以後の死後の手続きの流れ、成年後見制度、法定相続情報証明制度等も新たに収録。

本書のポイント

- 昨今相談が急増している、「高齢者の終活にまつわる法的問題」「円滑な相続につなげるための遺言書作成」「現代型の遺産分割問題」「相続税及び贈与税の税制改正に係る問題点」等を中心として取り上げたQ&A解説書。
- **実務現場で悩みがちな問題、最新事例を用いた問題**など従来のパターンにあてはまらない問題を中心とした71問を収録。
- 尊厳死宣言書、死後事務記載例、贈与契約等の各種記載例も多数収録。

- ☑ 配偶者保護のための方策とは？
- ☑ 相続人以外の者のための特別の寄与とは？
- ☑ 2020年から始まる配偶者居住権とは？
- ☑ 死後の事務委任の可否とその方法は？
- ☑ 家族のための福祉型信託とは？
- ☑ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置とは？

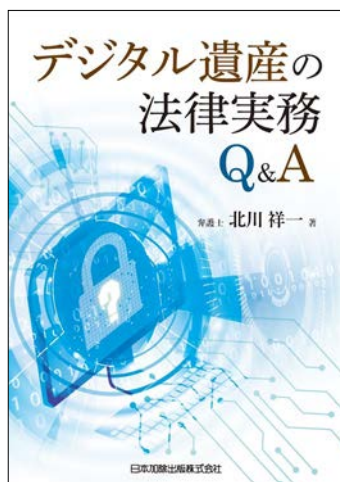
押さえておきたいポイントがわかる！

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp

終活・遺言・相続の場面で相談事例が増えています！
明日起こるかもしれないトラブル・法的対応をQ&Aで解説



デジタル遺産の 法律実務Q&A

弁護士 北川 祥一 著

2020年1月刊 A5判 216頁 本体2,300円+税 978-4-8178-4620-4 商品
番号:40805 略号:デジ遺産

●「デジタル遺産」の法的扱いが確立されていない中、
「現行法の枠組みの中での対応や解決策」を提示した、画期的な一冊！

デジタル遺産に関するトラブル例！

取引所を介さない暗号資産



保有の事実を知らないまま相続手続きが完了してしまう！

FX取引等



相続人が、取引の存在に気付かず損失が発生！

定期課金タイプのインターネットサービス



相続開始後も、課金が継続！

アフィリエイト広告等



義務の履行が放置され、後の賠償請求等の対象に！

第1章 総論

本人・相続人・企業など様々な立場からの相談にこたえる

- Q デジタルデータに対する法的権利としては、どのような権利が考えられるでしょうか？
- Q 「デジタル遺産」に関するトラブルとしては、どのようなものが想定されますか？
- Q デジタル機器の調査方法「デジタルフォレンジック」とは、何のことでしょうか？

デジタル遺産の
探知、調査の時期・方法から
法的対応、解決の指針まで！

第2章 本人(保有者)からの相談

- Q 遺言を作成する際、デジタル遺産について、どのような記載を行えばよいのでしょうか？
- Q ビットコイン等の暗号資産を保有しています。ビットコイン等の暗号資産は、相続対象となりますか？ 相続人に適切に相続させるには、どのような準備をしておけばよいのでしょうか？
- Q 私の死後、処分してほしいデジタルデータやWEB上の各種サービスがあるのですが、どうすればよいですか？
- Q WEBサイト・ブログのアカウントの相続の可否は？

第3章 相続人等からの相談

- Q 「デジタル遺産」を調査するタイミングは、いつがよいですか？
- Q 「デジタル遺産」については、どのように調査すればよいのでしょうか？
- Q 専門企業に、被相続人(故人)のパソコンやスマートフォンなどの内部データの復旧やパスワードロック解除を依頼することには、問題ないでしょうか？
- Q クラウド上に存在する被相続人(故人)のデータを、相続人が相続することは可能でしょうか？
- Q 本人の死亡後、会員制サービス利用料につき、その存在を把握していなかった相続人は支払う必要がありますか？
- Q メール・各種ポイント・電子マネー・電子書籍は相続できますか？
- Q 被相続人(故人)のプライバシー情報に関するデジタルデータを閲覧・取得・公開することは、故人のプライバシー権や名誉権等の人格権の侵害とはならないでしょうか？

第4章 コンテンツサービス提供企業からの相談

- Q SNSを運営するに当たり、ユーザーの死後のアカウントの取扱いについて、どのような規約を置けばよいのでしょうか？
- Q 故人であるユーザーの相続人から、アカウントへのアクセス、SNSメッセージの開示の請求をされていますが、どのように対応すればよいのでしょうか？
- Q アカウントやポイントについて利用規約で相続を否定する場合や、利用規約の効力と規約作成上の注意点は？ …など

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp
ツイッターID: @nihonkajo